

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律の施行に伴う関係政省令・告示の改正案について（概要）

### 1. 背景

第 213 回国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号。以下「分権一括法」という。）が成立し、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）において、国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の建築物の計画通知について、従来の建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）に加え、指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする改正を行った。

以上を踏まえ、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）をはじめとした関係する政省令及び告示について、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正の概要

#### i. 令の改正

#### （1）構造計算適合判定資格者検定の受検に必要な実務経験の見直しについて（令第 8 条の 4 関係）

構造計算適合判定資格者検定の受検に必要な実務経験として扱われる業務に、分権一括法による改正後の法第 18 条第 4 項に規定する審査（※）の業務（法第 20 条第 1 項に規定する基準に適合するかどうかの審査の業務を含むものに限る。）を追加する。

（※）指定確認検査機関の確認検査員又は副確認検査員として行う国等の建築物の計画通知に係る審査

#### （2）法第 97 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事等を置く市町村の長が行う事務の見直しについて（令第 148 条関係）

法第 97 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事等を置く市町村の長が特定行政庁として行う事務に、分権一括法による改正後の法第 18 条第 19 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する特定行政庁の権限に属する事務（※）を追加する。

（※）指定確認検査機関から提出される審査報告書に係る建築物の計画について、建築基準関係規定に適合しないと認める場合の通知の業務

#### （3）その他所要の規定の整備を行う。

## ii. 規則の改正

### (1) 国等の建築物の計画通知について指定確認検査機関が審査・検査等を行う場合の手続について（規則第8条の2等関係）

分権一括法により、国等の建築物の計画通知について指定確認検査機関が審査・検査等を行うことが可能となったところ、当該審査・検査等に係る具体的な手続及び当該手続に係る様式を新たに定める（原則、国等の建築物以外の建築物について指定確認検査機関が審査・検査を行う場合の手続等と同様とする。）。

#### ※ 新たに定める手続の例

- ・ 国等の建築物について指定確認検査機関に計画通知を行う場合の通知書は、規則別記第42号様式による正本又は副本1通に、規則第1条の3に規定する図書及び書類を添えたものとする。
- ・ 指定確認検査機関が国等の建築物に係る確認済証の交付は、規則第42号の3様式と同様の様式（新設）に、規則第3条の4第1項に規定する図書及び書類を添えて行うものとする。

### (2) その他所要の規定の整備を行う。

## iii. その他の政省令及び告示において、所要の規定の整備を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和6年10月頃

施行 令和6年11月上旬